

第1回碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年10月22日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 碧南市役所 7階 議員大会議室
- 3 出席委員
鈴木 並生 三島 孝二 石川 武範
加藤 浩孝 鳥居 勝行 杉浦 盛夫
石附 満江 石井 拓 加藤 厚雄
小池 友妃子 山口 春美 山中 謙治
石川 輝彦 水野 貢 竹内 英樹（代理 伊藤 宏）
以上15名（敬称略）
- 4 出席職員
碧南市長 禰宜田 政信
○事務局
建設部長 中村 正典
都市計画課 課長 亀島 弘樹、主幹 野本 敬弘
課長補佐 新美 勉、係長 小澤 洋之
主事 村松 庄佑、技師 宮田 真緒
○議案提出課
開発水道部長 黒田 敏裕
都市整備課 課長 小笠原 盛明
課長補佐 長谷川 和幸、係長 伊藤 博之
主査 鈴木 哲也
都市計画課（兼事務局）
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 7 審議内容

ー 開会時間 午後1時29分 ー

○建設部長

定刻より少し前ではございますが、皆様お揃いのようなので、平成30年度第1回碧

南市都市計画審議会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、碧南市建設部長の中村でございます。よろしくお願いいたします。本日の審議会は、配布いたしました次第に沿って進めさせていただきますと存じます。

先に、案内をさせていただきましたが、本日は会議時間を1時間程度、2時30分までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

始めに、碧南市長よりあいさつを申し上げます。

○碧南市長

皆様、こんにちは。本日は、ご多用の中、委員の皆様方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

開催にあたりまして、私から、一言、挨拶申し上げます。

平素は、碧南市政の推進に格別のご高配を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

碧南市では、現在、現行の第5次総合計画が、平成32年度を目標年度としているため、現行計画の評価を行うとともに、第6次総合計画の改定に向け、課題を明確にし、人口減少や超高齢社会の到来といった社会情勢の変化などを踏まえて計画を見直すべく、準備を進めております。

また昨年度より、都市計画マスタープランと緑の基本計画の見直しに着手し、平成31年度上半期の策定を予定しております。

当審議会は、土地利用や道路、公園緑地、下水道といった都市施設などの都市計画に関することを審議していただく機関でありますので、これらの計画策定にあたりまして積極的に関わっていただき、ともに議論してまいりたい、と考えております。

当審議会が、住み良いまちづくりに、より一層貢献していけますよう、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○建設部長

ありがとうございました。市長は公務のためここで退席しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本来ですと、ここで委員の皆様にご自己紹介をお願いするところござい

すが恐れ入りますが、時間の都合もございますので、本日は、お配りしております配席図で代えさせていただきます。

なお、碧南市議会議員の鏑本達朗委員は、都合により欠席されておりますので、ご報告させていただきます。以上1名の委員が本日ご欠席でございます。

では、委員の皆様の任期は平成30年6月1日から平成31年5月31日までとなっております。

ご足労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

それでは次第2の開会成立宣言について事務局より報告してください。

○事務局

ご報告申し上げます。本日の会議の出席委員は、15名であり、定数委員16名の過半数に達していますので、碧南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

○建設部長

次に、次第3の会長及び副会長の選出に移りたいと思います。事務局より説明してください。

○事務局

本日の都市計画審議会は、今年度、当初の開催でありますので、会長及び副会長の選出をお願いいたします。

会長は、碧南市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、任命された委員のうちから審議会の委員の選挙により選任することとなっています。

また、当審議会運営規定第2条第3項により、委員に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができることとなっておりますので、慣例によりこの指名推薦の方法を用いたいと存じます。

○建設部長

説明のとおりであります。指名推薦の方法にご異議はございますか。

○委員数名

異議なし。

○建設部長

ご異議がないようですので、会長は指名推薦とさせていただきます。ご指名はございますか。

○鳥居勝行委員

会長には商工会議所会頭の鈴木委員が最も適任かと思しますので、ご推薦申し上げます。

○建設部長

ただいま、ご指名を頂きました商工会議所会頭の鈴木並生委員を会長として選任してもよろしいでしょうか。

○委員数名

異議なし。

○建設部長

それでは、会長は鈴木並生委員に決まりましたので会長の席にお移り願います。

続きまして、副会長の選出に移らせていただきます。事務局より説明してください。

○事務局

ご説明申し上げます。副会長は、審議会条例第5条第2項の規定により会長が指名すると定められております。以上でございます。

○建設部長

説明のとおりであります。会長から指名をお願いいたします。

○会長

お聞きのとおりであります。副会長は会長が指名する規定に則りまして、副会長の職は、

あいち中央農協の三島孝二委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○建設部長

ありがとうございました。

副会長の三島孝二委員には、会長を補佐していただき会長が不在等の場合は会長の職務を代理していただくことになります。よろしくお願いします。

それでは次第に従いまして、会長にご挨拶をお願いしたいと存じます。

○会長

ただいま会長という重要な職に選出されました、碧南商工会議所の鈴木でございます。

一言ごあいさつ申し上げます。先程、市長さんから説明がありましたが、この審議会は、碧南市の土地利用や道路、公園などの都市計画に関することについて、審議する機関であります。委員の皆様の、豊富な知識や経験をもとに、広い見地で、碧南市の都市づくりについて、検討していただけたらと思います。

碧南市が、これまで以上に、活気に満ちた、安全で暮らしやすいまちとなるように、皆様と共に努めてまいりたいと思います。微力ながら全力を尽くしてまいりますので、ご協力の程宜しくお願いいたします。

本日は、議案1件、その他として報告が2件ございます。

委員の皆様には、議事が円滑に進行いたしますようご協力をお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。

○建設部長

ありがとうございました。

当審議会の取りまとめの議長は審議会条例第5条第3項の規定により会長と定められておりますので、この先の議事の進行につきましては、会長にてよろしくお願いします。

○会長

お聞きのとおりですので、よろしくお願いします。議事が円滑に進みますようご協力をお願いします。

本日の議事録署名は加藤浩孝委員と杉浦盛夫委員をお願いいたします。

次第に従いまして、次第5の都市計画審議会の概要説明について、事務局より説明してください。

○事務局

資料を3つ配布させていただいております。本日は時間の都合で説明を省略させていただきますが、審議会を運営するための条例や規程、碧南市の都市計画の状況など、特に別紙2の会議の公開については、審議会の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進を図ることを目的に審議会等の会議は、原則公開としております。

○会長

これより議案の審議に入りたいと思います。

今回の議案は次第にありますとおり1件でございます。それでは、議案第1号西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について説明をお願いします。

○都市計画課長

それでは、議案第1号西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について、ご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適した一団の土地を都市計画に定めるものであります。

都市計画を定める者は、都市計画法第15条の規定により、市町村が定めるものとされており、碧南市が都市計画決定の変更を行うものであります。

1の変更の趣旨であります。当初、平成4年12月4日付け碧南市告示第35号で生産緑地地区を指定して以降、これまで、公共施設の設置や買取り申出などにより、変更を行ってきております。

今回は、平成29年1月から同年12月までに買い取り申出され、既に行方制限が解除された箇所などについて、都市計画の変更を行うものでございます。

2の変更内容であります。変更後の生産緑地地区の面積は43.4haで、変更前の面積

44. 1ha に対し、0.7ha 減少するものでございます。

3 の変更箇所についてご説明します。

変更箇所は番号の(1)から(8)までで、各々の変更の理由は表に記載のとおりであり、(1)を始め7箇所の買取申出は、農業の主たる従事者の死亡もしくは故障により生産緑地での営農の継続が困難となったものでございます。

(6)の「地積更正」は、公園用地として取得する際の用地測量の結果、面積に変更が生じたものであり、公共施設(公園)は、碧南レールパーク用地となったもので、ございます。

2 ページをお開きください。

こちらは、変更箇所の位置図でございます。図面で薄く網掛けされた箇所が生産緑地で、今回除外する箇所を斜線で示しています。

(1)は、城山住宅北東の神有町1丁目1番、2番の2筆、729 m²の、団地番号11-12の全部を除外するものでございます。現在は、更地となっています。

(2)は、尾城公園東の尾城町2丁目51番、52番の2筆、836 m²の、団地番号12-1の全部を除外するものでございます。現在は、更地となっています。

(3)は、源氏神明公園東の源氏神明町133番、584 m²の、団地番号19-17の全部を除外するものでございます。現在は、住宅が建築されています。

(4)の、日進公園東の日進町3丁目48番、818 m²の、団地番号20-3の一部を除外するものでございます。現在は、住宅が建築されています。

3 ページをお開き下さい。

(5)は、碧南レールパーク三河旭広場西の平七町3丁目80番1、81番1の2筆、1,986 m²の、団地番号23-10の全部を除外するものでございます。

現在は、店舗を建築中でございます。

(6)は、築山保育園北東の塩浜町3丁目10番1の、団地番号25-1について、碧南レールパークの公園用地の取得により、0.73 m²を除外しますが、その際の地積更正により49 m²増加するものでございます。

(7)は、照光公園東の照光町1丁目47番、48番、52番、53番、54番の5筆、1,566 m²の、団地番号31-18の全部を除外するものでございます。

現在は、更地となっています。

(8)は、碧南伊勢土地区画整理事業4B-4の、591 m²の、団地番号33-2の全部を除外するものでございます。現在は、住宅が建築されています。

1 ページにお戻りください。

4 の今後の予定ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、知事協議を 11 月上旬に行う予定でございます。

なお、本件につきまして、8 月 17 日金曜日から 31 日金曜日までの期間で縦覧に供したところ、縦覧者は 5 名で、意見書の提出はございませんでした。

5 の効力発生の日ですが、変更告示を行う 12 月上旬を予定しております。

以上で、西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）についての説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長

議案の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。議案第 1 号の西三河都市計画生産緑地地区 7,062 m²の変更についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山口春美委員

2 ページの(3)と(4)、3 ページの(8)のところは、すでに住宅が建っているとのことでしたが、事後報告という形となるのですが、いつ生産緑地の網が解けて、住宅建設はいつ着手されたのでしょうか。

○都市計画課長

(3)の源氏神明町の件ですが、行為制限の解除日については平成 29 年 6 月 1 日です。建築につきましては、いつ着工されたのかは把握しておりません。

(4)につきましては、行為制限を解除したのが平成 29 年 6 月 1 日です。

(8)につきましては、行為制限の解除日は平成 29 年 6 月 1 日です。

○山口春美委員

この都市計画審議会は年に 1 回、同じような時期にやっていると思うのですが、去年の都市計画審議会では、この報告が無かったということですか。ダブってやっているの。6 月にもやって、さらに今年もというような形で。

○都市計画課長

都市計画審議会では、都市計画決定を外していくわけですが、今回の件は先ほど申したように、平成29年1月から12月までに買取り申出がなされたものについてやっていました、昨年度も同様に一年前のものをやっていますので、重複することにはなっておりません。

○山口春美委員

ここで否決されようが、何をしようが、既成事実が全部決まっているので、事後承認するだけということですか。

○都市計画課長

生産緑地の行為の制限については、生産緑地法の中で買取り申出から3か月以内に行うとあります。生産緑地は都市計画として定めるものでありますので、行為制限は生産緑地法の中で解除されていくわけですが、それが終わった後に都市計画の決定を外していくことをやっております。

○山口春美委員

所定の手続きを経て解除されるわけですから、致し方ないというふうに結果としてはなってしまうのですが、平成4年から始まって26年間ですが、念のために増減等・トータルの数字を教えてください。

○都市計画課長

面積が約69.4haです。約37.5%が減少したということになります。

○山口春美委員

この法律を額面通り受け止めると、市街地の部分の緑地を守っていくというのが主たる目的ですね、法律の求める。それで、3割、約4割も減ってしまっていて、今回も7,000㎡も減ってしまうのですが、減ることを追認で承認するだけの都市計画審議会では当初の法的な目的の市街地部分の緑地を保全するということからは、全然離れて行ってしまうわけですから、この後のマスタープランとか緑の基本計画も含めて増やしていく方向、特に狭い碧南市の中で、市街地部分に緑を残していくということを大きな責務で、こ

の都市計画審議会でも、責務が課されていると思いますけれども、増やしていく方法については、きちっと制度化してやっていかなければいけないのではないかと、毎回私たちも求めているのですが、具体的にこういう計画変更の時だけに、今回声を大にして言うのですが、きちっと申請の声を上げられるようにしていく、受け入れられるようにしていくということを是非期待したいと思うのですが、どうなんですか。この制度変更も含めて、教えてください。

○都市計画課長

制度変更ということでは、生産緑地法の一部が改正をされまして、生産緑地の指定要件の中で面積要件がございますが、条例を定めることにより 500 m²から 300 m²に緩和することができるとことが示されております。これにつきましては慎重に検討を進めているところではございます。

○加藤厚雄委員

(8)の土地区画整理事業 4B-4 の 591 m²というのは、仮換地中だと思いますので、従前地の面積なのか、仮換地の面積なのか、仮換地の面積でしたら、もともとの生産緑地地区の面積は従前地をやっとるもんで、どちらですかね。

○都市計画課長

こちらの記載の面積は仮換地後の面積となりますので、従前地はこれよりも大きい面積となります。

○加藤厚雄委員

そうすると、2 の変更内容の変更前と変更後というのは従前地でやっていますよね。従前地にしないと計算が合ってこないのではないのですか。

○都市計画課長

区画整理事業が行われるときは、仮換地指定をされたときに一度変更をかけておりますので、反映されております。

○山口春美委員

先ほどの続きですが、条例化をして、市独自で新たな生産緑地の土地の申請を受け入れるというのも全国的にもたくさんあるわけで、是非碧南市も新たに農業を引き継いでやっていくという方も見えるだろうし、いろんな実のなる木を植えるなどして、保っていただいて、防災の観点からもそういうところが必要なんで、いつまでも検討するという一本できてますけど、実際に条例を作り実施をするという方向で、決意を示していただきたいです。どうですか。

○都市計画課長

生産緑地地区については、碧南市決定ということになりますが、あくまで西三河都市計画区域として考えていく面もございますので、関係市町の動向も見ながら慎重に検討をしたいと思います。

○会長

よろしいですか。

今、そのような意見があったということを留めといていただいて、これからの生産緑地のことについては、一つよろしく願いを申し上げます。

後は、よろしいですか。

採決に入りたいと思います。

議案第1号の西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

○会長

ありがとうございます。

全員挙手であります。よって原案どおり承認することといたします。

本日の予定の議題は以上ですが、その他といたしまして、2件の報告がございます。

始めに、碧南市都市計画マスタープランの改定について（報告）について説明をお願いいたします。

○都市計画課長

碧南市都市計画マスタープランの改定について（報告）の、ご説明をいたします。

今回の都市計画マスタープランの改定は、平成 29 年度に着手し、平成 31 年 9 月末の完了を目指して進めております。よって、今回は、現時点での中間報告を行うものでございます。

まず、資料 1 の 1 ページをご覧ください。

1 の計画改定の趣旨ですが、碧南市都市計画マスタープランは、市のまちづくりの根幹となる都市計画に関する基本的な方針であります。現計画策定時の平成 22 年 3 月以降の人口動向や超高齢社会の到来といった都市計画を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、計画の改定を行うものであります。現在、愛知県におきましても、都市計画区域マスタープランの見直しが進められ、碧南市においても、今後、第 6 次総合計画の策定を進めていくものであり、これらの上位計画との整合を図り進めてまいります。

2 の計画の期間は、平成 31 年から平成 42 年までの、おおむね 10 年間としております。

3 の計画の改定体制といたしまして、(1) 策定委員会等における審議について、でございますが、アに記載のとおり、計画（案）を検討、審議するため、学識経験者、市民団体等の代表者で構成する策定委員会及びその下部組織として策定産業部会及び策定行政部会を設置しております。いずれの会もこれまで 3 回の会議を開催し、全体構想（案）などのとりまとめをしてまいりました。

2 ページをお開き下さい。

(2) アンケート調査の実施について、でございますが、これは、主に全体構想（案）の作成にあたり、市民意向を把握し反映することを目的として、アからウに記載のとおり、市民アンケート、18 歳・19 歳アンケート及び企業アンケート調査を実施しております。

(3) 地区別懇談会の開催について、でございますが、これは、地域住民の皆様が地域の現状や将来などを話し合い、この結果を地域別構想（案）に反映することを目的としております。

イに記載のとおり、第 1 回を今年の 6 月下旬から 7 月上旬までの期間に市内 6 地区で開催し、現在、第 2 回を開催中でございます。

4 の計画（案）の概要について、でございますが、これまで検討してまいりました、全体構想までの案の概要版を 3、4 ページに、計画書の案を資料 2 として添付しております。

主な内容につきましては、資料2を用いて、説明してまいります。

まず、表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

第1章の基本的事項は、これまで、ご説明した内容となっております。

第2章の都市の現状と課題は、近年の社会経済動向や法制度の改正の動き、都市構造評価やアンケート調査の結果を踏まえ、碧南市の現状と課題を整理しております。

第3章の都市づくりの理念と目標では、碧南市の目指すべき将来都市像などを示しております。

第4章の全体構想は、都市づくりの理念と目標の達成に向けて、土地利用をはじめとする都市計画に関する方針などを示しております。

以上が、本日、中間報告させていただく内容になります。

では、2ページをご覧ください。

第1章の基本的事項のうち、3の計画の対象区域は、碧南市全域の3,586ヘクタールでございます。

現在、埋立て中の臨海部の区域についても、市域への編入を想定した計画としております。

5ページをご覧ください。

ここからは、第2章の都市の現状と課題になります。

8ページをご覧ください。

2の碧南市の現状と課題について、(1)の人口動向からの課題といたしまして、図2-3に示すように、碧南市の住民基本台帳による人口は、平成27年以降増加を続け、世帯数の増加も顕著になっています。

また、図2-4に示すように、人口動態は、自然減・社会増となり、9ページの図2-5からは、高齢化の進行が伺えます。

このことから、近年の人口増加傾向を維持し、活力ある都市づくりに向けた施策を展開するとともに、高齢化の進行に対応し、だれもが便利で快適に暮らし続けられる環境づくりを進める必要がある、としております。

10ページをご覧ください。

(2)の産業構造からの課題といたしまして、リーマンショック以降の製造品出荷額等の伸びから、都市の活力維持等のため、需要に応じた産業用地を供給促進していくことが必要であります。

12 ページをご覧ください。

(3)の土地・建物利用からの課題といたしまして、13 ページの図2-14 に示すように、臨海部を除く市街化区域は、混在地区が多く見られ、将来に向けて、適切な土地利用誘導が必要であります。

16 ページをご覧下さい。

(5)の交通体系からの課題といたしまして、17 ページの図2-19 に示すように、旧市街地を中心に狭あい道路が多く、引き続き生活道路の拡幅整備が必要であります。

22 ページをご覧下さい。

(7)の防災からの課題といたしまして、各図の碧南市地震ハザードマップで示されるように、津波、洪水・高潮、地震などの大規模災害に備え、総合的な防災対策の推進が必要であります。

27 ページをご覧ください。

ここからは、第3章の都市づくりの理念と目標になります。

1の都市づくりの理念では、今後の都市づくりとして、都市の活力を維持するための、移住・定住の促進と産業活動の活性化や衣浦港の魅力を活かした生産、物流、賑わい拠点の形成を目指すこととし、将来都市像を水と緑に恵まれ、暮らしと産業が調和した、活力ある港湾都市・碧南としております。

28 ページをご覧ください。

2の都市づくりの目標では、人口動向からの課題を踏まえ、現計画に対し、目標①のどれもが暮らしやすい居住環境を備えた都市づくりを加えております。

また、目標⑤の安心・安全で人にやさしい都市づくりでは、高齢者や障害者等への配慮や、公共施設の老朽化、耐震対策などの防災対策に関することを加えております。

29 ページをご覧ください。

3の将来フレームの設定では、人口及び産業の将来目標を定め、必要となる住宅地、工業地及び商業地の規模を定めてまいります。

(1)の人口フレームは、近年の人口増加の傾向を踏まえるとともに、企業誘致による効果を考慮し、将来目標を75,000人としております。30 ページをご覧ください。

(2)の産業フレームでは、①の製造品出荷額等を、平成2年からのトレンドによる推計により、将来目標を9,100億円としております。

また、②の年間商品販売額は、減少傾向にありますが、生活利便性を維持する観点から、

将来目標を、現計画と同様の 1,200 億円としております。

31 ページをご覧ください。

4 の将来の都市構造では、(1) 広域的な交流軸の形成をはじめ、5 つの観点から、20 年から 30 年後の目指すべき方向性を示しております。

34 ページをご覧ください。

図 3-4 は、将来都市構造図になります。現計画では、抽象的な将来都市構造図でしたが、これを具象的なものに変更しております。主な改定点を中心に説明してまいります。

はじめに、凡例におきまして、最上段、住宅ゾーンから 4 つ目までが土地利用に関するもので、最下段にありますように、新たな工業地・住宅地を青色の破線で示しております。

新たな住宅ゾーンといたしまして、西端地区の都市計画道路・吉浜棚尾線沿線の立山町周辺及び新川地区の高浜川沿いの山下町を位置付けております。

また、新川地区で高浜川と稗田川に囲まれた丸山町 1 丁目につきましても、隣接する高浜市と一体的に土地利用が図られるよう、新たな住宅ゾーンに位置付けております。

新たな生産・流通ゾーンといたしまして、都市計画道路・西端線による国道 23 号へのアクセス性を活かした西端地区の北部及び臨海部の 2 号地の埋立地を位置付けております。

凡例の上から 5 つ目で、名鉄各駅からの徒歩圏内の地域を駅周辺居住エリア、6 つ目で、西端地区、旭地区、大浜地区の地域コミュニティの中心となる主要な道路の周辺を地域拠点エリアに位置づけ、身近な商業機能などの集積を図ってまいります。

また、引き続き、碧南中央駅周辺を市の中心核に、その他の各駅をサブ核とし、地域拠点エリアと駅周辺居住エリアを道路、鉄道の交流軸で結ぶ都市構造としております。

主要な都市公園などの水と緑の拠点は、河川などの水の環境軸と道路空間などの緑の環境軸で結び、水と緑のネットワークを形成するものでございます。

衣浦港は、中部地方の生産活動の下支えをする重要な物流拠点に位置付けております。

35 ページをご覧ください。

ここからは、第 4 章の全体構想になります。

こちらでも、主な改定点を中心に説明してまいります。

はじめに、1 の土地利用の方針について、でございますが、1) は、まちなか居住に関するものであり、これまでの駅周辺に加え、②で地域コミュニティが形成されている地区について、生活の利便性や地域コミュニティの向上を図る、としております。

36 ページをご覧ください。

4) 移住・定住の促進については、⑤で、住宅地としての利用が主となり、住宅化による工場等の経営に影響のないことが確認できた地区等は、住宅地への土地利用の純化を図ることとしております。

37 ページをご覧ください。

2の都市施設等の整備の方針について、(1)の共通の方針では、道路、公園、下水道等の都市施設について、計画的な整備、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した整備や、長寿命化及び耐震化を図ることとしております。

38 ページをご覧ください。

(2)の交通施設の整備方針では、道路等について、2)の幹線道路の整備については、⑤で必要に応じ自転車通行帯の確保を、⑦で幹線道路の整備と合わせた道の駅の整備の検討を推進するとしております。

39 ページをご覧ください。

5)の公共交通と自動車交通の連携強化では、③で名鉄各駅へのアクセス機能を高めるための道路、自由通路等の整備を推進するとしております。

6)の公共交通の利便性の向上では、①で、ふれんどバス、くるくるバスの運用方法の検討及び停留所の充実を推進するとしております。

7)の駐車施設の確保では、②で観光振興やスポーツ振興の取組と連携して、大型バス等の駐車場の確保を推進するとしております。

43 ページをご覧ください。

(5)の下水道の整備方針では、③で、市民、事業者、行政が雨水貯留浸透施設の設置に取組み、浸水被害の軽減を図ることとしています。

44 ページをご覧ください。

(6)の港湾の整備方針では、③で衣浦ポートアイランドについて、ふ頭の再編、耐震強化岸壁、アクセス道路の整備を促進するとしております。

45 ページをご覧ください。

3の住宅・居住環境の整備の方針について、1)安心・安全な住まいづくりについては、③で、空家等について、適正管理や利活用、除却等の対策を総合的に推進するとしております。

48 ページをご覧ください。

6の防災施設の整備の方針について、3)災害に強い都市づくりに関しましては、②で矢作川河口部において防災活動拠点の整備を促進するとしております。

4)の大規模災害への備えについては、市民とともに事前復興まちづくり模擬訓練や震災復興都市計画の検討の取組を推進するとしています。

以上が、都市計画マスタープラン・全体構想までの案の内容となります。

資料1にお戻りいただき、2ページをご覧ください。

5の今後の予定ですが、現在、(2)の地区別懇談会第2回を開催しており、(3)の第4回策定産業部会及び行政部会、並びに、(4)の第4回策定委員会で、地域別構想(案)をとりまとめてまいります。

その後、来年3月に計画(案)の全体について、(5)の市議会及び(6)の都市計画審議会で報告を行った後、(7)のパブリックコメントを実施する予定であります。

ここに記載はございませんが、パブリックコメントの結果を踏まえ、この都市計画審議会で審議をお願いする予定でありますので、よろしくお願いいたします。

最終的に、(9)の来年9月末までに改定を終え、公表してまいりたいと考えております。

以上で、碧南市都市計画マスタープランの改定について(報告)の説明とさせていただきます。

○会長

ただいま、マスタープランの改定(案)の中間報告という形だと思いますけれども説明がありました。

ご質問等、ございましたら、ご意見等合わせて、お願いいたします。

○山口春美委員

マスタープランは十年間の計画ですというふうに明確に言っています。参考資料2の34ページには将来都市構造図というふうで、20年から30年というふうに書いてあって、私たち、30年後まで責任が持てないです。今の農業なんかも含めて、一生懸命後継者育成のために、いろんな補助制度などもやっているのですが、将来は食料自給率もうんと高くしなければならない時代に入ってくると思うので、20年、30年後の構想の中から、西端で言うと清水町交差点から向こうが新たに、点々の入った青色で、工場用地地域となっているのですが、農業委員会では、まだこの中で一生懸命な農業のやってみえるところもある

ので、これを出せば、水をかけるようなことになってしまうから、これはやめようと言われたそうですが、あえてこの20年、30年後に清水町から向こう全域を新たな工場用地にするってことをまだ固執してみえる、ここにいる人たち誰も残りませんよ、30年後のことなんかは、是非、これはやめていただきたい。10年計画なら10年計画で明確にしていだきたいというふうに思います。

それから、西端関係で言えば、吉浜棚尾線の都市計画道路が推進されている、最中にもかかわらず、市街化区域への編入ってのが後回しになって、結局高浜に入ればそこは準工業地域になって、お店はできるわ、住宅はできるわってことになっているのだけど、一步碧南に入ると、市街化区域でもないということで、お店一軒建たない状況になっています。今回の都市計画の変更で、市街化区域を拡大して、少なくとも吉浜棚尾線の沿道やその区域については、住宅地に編入するのか、市街化に編入するのかということもありますし、工場用地を予定されている地域、私は清水町から向こうはちょっとやりすぎだと思うので、現行の平山団地から向こう、あるいは五十鈴製作所あたりのところまではあるにしたって、その部分は市街化に編入するのかなど、今は連帯した白地用地だということで、調整区域の中でもその他の特別な扱いを通じて、工場を作っていこうとされているみたいですが、地域懇談会は西端は2回目も済んだのですが、その辺の市街化区域への編入は、本当に可能なのかなのかということもずいぶんたくさんの声が出て、今日は県議もいるわけですが、今まで碧南市は市街化区域の利用はまだまだ進んでいないと、十二分に市街化の面積の中で対応できるということで、県は認可をされてこなかったようですが、今回の十年間については、マスタープランの当初から、市街化区域への編入あるいは住宅地域なりなんりの形で、やっていくのかどうかは何回聞いても良くわからない。施設整備が進んだらそれをやっていくんだということも、言われるときもあるのですが、その辺はどうなんですかね実際問題。

○会長

はい、今20年、30年という話も出ましたが、その辺りも含めてご説明をさせていただきたいと思います。

○都市計画課長

都市計画マスタープランについては、基本的な方針を示すということで、先ほどご説明

したフレームに基づいて、どれくらいの面積があるかということで位置づけがしてありますので、市街化区域の編入だとか具体的な手法については、これから検討していくことになるかと思います。

西端北部の工業用地の位置づけについて、清水町の交差点という話がございました。農業委員会さんのほうにも、いろいろご説明をする中で、明確な形で示すのではなくという話では、ある程度それを考慮したような形で書かさせていただいたというふうで思っています。

具体的に今後 10 年間でやっていく部分については、この後の地域別構想の中で明確に区域を示すという形で進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山口春美委員

そうすると、都市計画マスタープランは 12 月議会が終わって、3 月には決まってしまうので、パブリックコメントも経ながら、その時は碧南市としての希望を書くだけであって、今後 10 年間で県が市街化を拡大しようとするかどうか分からないし、市街化区域にしてよという具体的な希望を明記するように、結果としてはなるのですか。その段階で県と折り合いをつけて、計画の中でここを市街化区域に編入するというふうに断定した計画にするのか。10 年間の計画で、とりあえずその間は動かないんでしょ。だから、希望を書くだけの計画ですか。

○都市計画課長

都市計画マスタープランは、こういうふうで土地利用を進めていきたいという方針を書くことになりますので、具体的にこれを実現するかという方法については、市街化区域に入れる入れないについては、県の決定になりますけど、市のほうでどのような形にしたいかということをもって、調整をさせていただきたいと思います。

○山口春美委員

2 回ともね例のワークショップというんですか、棚尾地域の時もやられたのですが、聞くだけみんなワーツと言って、意見を言うんですけど、これをまとめることもどこかであるんですかね。具体的に今、2 回目もほぼ終わったんじゃないですか。残すところ何回か

知りませんが、率直な感想は、自分たちはこう思ってたけど、実際にみんなの声はこうだったとか、なんらかの形で思ってみえると思うので、全然喋りっぱなしで終わっちゃうもんだから、一回目の時も全然総括なんかはされなかったし、どんなふうで希望を書くだけで県が碧南市がワーワー言ってみえるで市街化に今度組み入れようかっていうのがこのマスタープランが決まった3年後くらいにあるんですか、市街化区域の見直しが現段階での。その時に、入るかもしれないということで、あんまり大きくは変わらないのね、じゃあ。

県なんか本当に遅いですよ、県道整備が西端の農協の前の道もずっと課題になってるけどもう一本も指をつけない。土地が空いてるところからやってくださいと言っても全然合意ができなければやれないということで、指一本動かさない中で、今回も最大の西端の地域の農協の前の道は広げてほしいと、ゆうことが出されたんだけどまたこれも、絵で、希望で終わってしまうのかなというふうに思うので、もっと実効性のあることはぐいぐい県に推して県議を先頭に、実現のほうへポーンと抜けてもらわなきゃ、同じこと何回書いてても、ちっともことが進まない、住民要求がね、というふうに思うんです。対県は特に。市として力を入れて、県議ともども頑張っただけ欲しいと思うんだけど。要するに願望なのね。願望と方針を書くだけ。ということですか。

○会長

ただいま、ご意見をいただきまして、私もいろいろなところに要望を出しますけども、県のほうにいったもなかなか進んでいかないのは、現状でありますけどもそうかと思ってそれをやめちゃうと益々遠のいちゃうものですから、行政と一体となって特に生活道路の問題だとかについては、きちっとしていかなくてはいけない。相手が県・国となりますと、非常に難しいところは理解できますけども、先ほど、工業団地の話もありましたけども、議長という立場ではなくて、商工会議所の会頭ということで聞いていただきたい。

現状、碧南市は、工業用地が少ないものですから、外に出ていってしまっている。西尾とか、安城ですとか、特に幡豆方面なんかへ出て、中には本社も移してしまうという方もみえます。我々としても市のほうに工業団地をなんとかしていただきたい。ただ、面積の問題や清水町はちょっとえらいが、もう少し向こう側ならいいじゃないかとかもありましたけれども。そのことにつきましては、マスタープランの策定の最中でありますので、市のほうも、我々の意見も聞きながら、住民の方の意見も聞きながら、まとめていっていた

だきたいと思います。今は会頭の立場ではありますが。今の山口委員の意見について、部長からお願いします。

○建設部長

まず、20 年、30 年後を見据えるという形は、皆様もご存じのことかと思われませんが、当初の都市計画が昭和の 40 年代に作ったもので、すでに 30 年以上が経っているということで、なかなか進んでいかない壮大な計画ですから、当然のことですが。そういった中で、10 年間の計画をつくるのですが、その先を見据えていかなければなかなかその 10 年間も計画としては、できてこないというところがございますので、まず、20 年、30 年先を見据えて、どうしたら良いかということは、おさえておくべきところかと思えます。そういう意味で、この全体構想はこのような形でつくらせてもらっています。10 年の単位でどこまでやれるかというところについては、今、地区別の構想をつくっているところではあるのですが、その中で、具体化をしていくところはどこなんだと、これを優先的にやったほうが良いというところは意見の中で取りまとめていきたいと思っております。先ほど、市街化区域の編入の話もですね、手法の問題もありますが、まずは市街化という形、整備計画がしっかりついた時点で、これは愛知県さんのほうにしっかりお願いをしていくということになりますので、まずは、そこができるかどうか、碧南市としてはやっていきたいけれども、そこができるかどうかについてはこの十年間の中で、しっかりやっていかなきゃいけないと思っております。そのような考えの中で進めていきたいと思っております。

○会長

その他で、ご質問、ご意見等ありましたら、せっかくの機会ですので、よろしいですか。次の報告に移りたいと思います。

碧南市緑の基本計画の改定について（報告）をお願いいたします。

○都市整備課長

それでは、碧南市緑の基本計画の改定について、ご報告をいたします。

碧南市緑の基本計画の改定につきましては、平成 29 年度に着手し、都市計画マスタープラン同様、平成 31 年 9 月末までの完了を目指して作業を進めております。本日は、現時点での中間報告を行うものでございます。

それでは、資料3の1ページをご覧ください。

1の計画改定の趣旨ですが、碧南市緑の基本計画は、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、愛知県広域緑地計画、碧南市総合計画、碧南市都市計画マスタープラン等に即して、おおむね10年後を想定した将来像を示すとともに、市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するために策定する緑及びオープンスペースに係る総合的な計画であります。

また、現計画策定時の平成22年3月以降、人口を始めとした社会情勢、公園及び緑地に係る各種法令等が変化しており、これらに的確に対応するため計画の改定を行うものであります。

2の計画の期間は、平成31年から平成42年までの、おおむね10年間としております。

3の計画の改定体制の、(1)ア策定委員会等の概要については、先程の都市計画マスタープランの説明内容と同様でございます。

イの開催経過のとおり、いずれの会もこれまで3回の会議を開催し、目標・基本方針(案)などについて検討を行っております。

2ページをご覧ください。

(2)アンケート調査の実施について、でございますが、これは、緑の基本計画の作成にあたり、市民意向を把握することを目的として、アからエまでのアンケート調査を実施しております。

(3)地区別懇談会の開催につきましては、市内6地区で開催しており、概要、開催期間につきましては、先程の都市計画マスタープランの説明内容と同様でございます。

4の計画(案)の概要について、でございますが、これまで検討してまいりました案について、4ページに計画案の概要を、また、資料4として、碧南市緑の基本計画案の冊子を添付しております。計画の主な内容につきましては、主に4ページの碧南市緑の計画案の概要を用い、説明してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、4ページの計画案の概要をご覧ください。

現在、第1章計画の背景と策定方針から第5章緑のまちづくり目標と基本方針までが、おおむねまとまっております。今後、地域別まちづくりの方針、具体的な施策方針を示した緑のまちづくり施策方針等、続いてまいります。

第1章は計画の背景と策定方針となっております。

内容につきましては、近年における人口減少など社会経済動向の変化や緑に関する関連

法制度の改正等の内容、および本計画の位置づけ、計画策定の策定体制や取組み方針等を整理しております。

第2章は現況等の調査となっております。

内容は、本市の自然的条件、人口、土地利用等の社会的条件、緑の現況の3つの項目により整理をしております。その中の緑の現況でございますが、こちらは、本市の緑地の分布や公園等の整備状況、公共施設の緑化状況等について整理をしております。本市の都市公園については、平成29年度末現在、51箇所、約44haが整備され、街区公園や近隣公園など市民に身近な小規模公園が増加しております。

また、県営油ヶ淵水辺公園については整備中で、平成30年4月29日に、碧南市域約1.7haが供用開始されております。

第3章は市民意識・活動となっております。

緑の基本計画作成にあたり、20歳以上の市民及び市内の中学生などを対象に緑に関するアンケート調査を実施しております。左のグラフは、緑豊かな生活環境を確保するために必要なことという質問に対する、20歳以上の市民からの回答結果であります。その結果としては、新しい公園を新設して増やすという回答は6.3%と少なく、公園や歩道等に緑を増やす、また自然的景観や緑地等を保全するという回答が多くなっており、緑については、公園の新設によるのではなく、既存の公園等の施設の活用により増やしていくといったご意見が多い結果となっております。右のグラフは、街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアについての質問に対する回答結果で、公園等の維持管理ボランティアに関して、60%近くが参加意欲があるという結果となっております。

また、活動内容としては、草取りや清掃、花を植える活動が多くなっております。

第4章は緑に関する解析・評価と課題となっております。

内容は記載の3つの項目に分かれており、現行計画の評価・検証では、現行計画の目標値に対する、現在の進捗状況を整理しております。

緑の解析・評価では、本市の緑の現況を踏まえ、都市において果たす環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの機能の観点により、緑の評価しております。

緑に関する課題では、緑を取り巻く環境の変化や本市の緑の現況、市民意識や市民活動の状況、緑地の評価結果を踏まえ、保全、活用、創造、管理の4つの観点で課題の整理しており、それらに係る課題は記載のとおりであります。

第5章は緑のまちづくりの目標と基本方針となっております。

今回、緑の将来像のキャッチフレーズをともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南としております。基本方針については、保全の方針、活用の方針、創造の方針、管理の方針の4つの方針を掲げており、現在、各方針に基づく具体的な施策を整理しているところでございます。

つぎに、右の緑の将来像図でございますが、こちらにつきましては、資料4の碧南市緑の基本計画（案）の冊子の72ページをご覧ください。

緑の将来像図は、おおむね10年後を想定した、水と緑のまちづくりの姿を示したものであります。緑の拠点については、広域的な緑の拠点として県営油ヶ淵水辺公園を位置付けております。市を代表する緑の拠点としては、明石公園、碧南市臨海公園、碧南緑地、ヒーリングガーデンとエコパーク、水源公園を位置付けております。

また地域を代表する緑の拠点としては、伊勢町公園始め4ヶ所を位置付けております。

今回の、主な改訂点であります。総合運動公園の整備箇所として臨海2号地に位置付けておりました緑の拠点については、現在、一部が工業用地として開発され、既存の2号地多目的グラウンドについても、将来、工業用地としての土地利用が考えられることから、その位置付けを外しております。

また、図の右上になりますが、その代替として、新たに西端の長田橋付近の農用地に緑の拠点を位置付けております。

その他では、弥生町、植出町に位置付けておりました緑の拠点について、カーマなどの民間開発が進み、実現不可となったため、その位置付けを外しております。

また、今回、緑の拠点だけでなく、あらたに親水的な観点から水の拠点を位置付けております。箇所としては、県営油ヶ淵水辺公園、須磨海岸緑地、碧南緑地、堀川緑地、つり広場、碧南レールパークを延伸した地点の6箇所を位置付けております。

また、市の骨格となる海、河川や街路は、これらの緑と水の拠点をつなぎ、水と緑のネットワークを形成する環境軸に位置付けております。

1枚はねていただいて、75ページをご覧ください。

(2)の計画目標については、現在、検討中で、次回開催予定の都市計画審議会でお示しする予定でございます。

資料3に戻っていただいて、2ページをご覧下さい。

5の今後の予定でございますが、先程の都市計画マスタープランの説明内容と同様となっております。

以上で、簡単ではございますが、碧南市緑の基本計画の改定についての報告とさせていただきますが、次回の都市計画審議会では、目標値、地域別のまちづくりの方針、具体的な施策方針等を含めた全体の計画案についてご審議いただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

○会長

ただいま、ご報告をいただきましたことについて、何かご質問等ございますでしょうか。

○山口春美委員

75 ページのところに、計画目標がずっと書いてあって、まだ目標年次の 42 年のところは計画中と書いてあるのですが、現況で全国平均はいくつ、県内平均はいくつ、県内では何位だという、碧南市が今どの状況の中に位置づけているのかというのが、全然わからないので、わかっていたらどれでもいいので何位ですということを言っていただければいいのですが、次回の時はここに、平均を国平均、県平均あるいは県内順位くらいは書いていただいて、碧南市の状況がわかるようにしていただきたいです。

もう一個、緑の計画で言えば、さっき言った生産緑地の再受付を行って市街化緑地を増やしていく方針を明確に位置づける。定年退職者が増えて、高齢化が進むという中で、非農家の人たちは土地が無いので、自分の土地があれば良いけどね。おうちの中でも、畑仕事をやりたいと思ってもなかなかそういうチャンスが無いので、生産緑地は一坪農園でも市民農園でもオッケーでしたよね。そういうことも含めて、市民農園の位置づけが全然ないので、市街化の部分の生産緑地を、これ以上継続できないという方は、継続して市が受け取って、市民農園にしたりする。新たな受付を行うということも絶対に、書いていただきたい。というふうに思います。ここまでの西端の懇談会の中で、県道は里親制度というのをやって、けんしんの前でもすごく綺麗な花を植えて、なんだりしてるんですが、市道はその里親制度やマイガーデン制度が無いそうで、是非、作って欲しいと、木が生い茂ってくると丸坊主にしちゃって、緑のマスタープランも何にもないもんで、緑をどんどん取っているのが碧南市だもんで、そんなんだったら、大木なんかは最小限度にしといて、マイガーデンでお花のある、年がら年中お花が綺麗なまちづくり。長野なんかに行くと、花いっぱい運動でやってますけども。ああいうふうにしていただきたいというささやかな願いはたつです。

○会長

ただいま、ご質問とご意見をいただきましたけれども、碧南市の順位がどのくらいかというのを、みなさん興味があり、碧南市が良いのか悪いのか、緑が多いのか少ないのか、私は少ないのかなと思っていますけれども、その辺りのことも書いていただければ、非常に参考になるかと思います。

○都市整備課長

碧南市の順位についてお答えしたいと思います。2018 年 3 月に愛知県より出されております愛知県都市公園現況により、お答えしたいと思います。これが今ある中で最新の情報となります。

まず、一人あたりの公園面積では、碧南市は 5.68 m²です。少し資料がふるいなのでこのような情報になっておりますけれども、県下 51 市町の中で 25 位、平均並みとなっております。こちらの数値ですが、県営公園及び国営公園の面積を含めた数値ということで、例えば 1 位は長久手市で、モリコロパークがあるため、一人あたり 31.31 m²とかなり大きな面積となっております。

○会長

ありがとうございました。

何か他によろしかったですか。

○都市整備課長

要望につきましては、検討をさせていただきます。

○会長

他にご質問も無いようですので次に移ります。

その他事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○事務局

先日、今回の開催通知と合わせて、ご案内をさせていただいておりますが、第 2 回都市

計画審議会を平成30年12月27日木曜日午後2時に開催を予定したいと思っております。

案件は県が策定します、西三河都市計画区域マスタープランについてでございます。皆様ご予定くださいますようによろしくお願い申し上げます。

○会長

それでは、皆様、12月27日にご予定くださいますようお願いいたします。27日の2時からということであります。以上をもちまして、平成30年度第1回碧南市都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、長時間のご審議、本当にありがとうございました。

— 閉会時間 午後2時38分 —

議事録署名

氏 名

加藤 浩孝

氏 名

杉 浦 盛 夫